

平成24年 3月

警 察 庁

## 捜査手法、取調べの高度化プログラム

警察においては、国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告（平成24年2月）に盛り込まれた提言を受け、適正手続の保障を全うしつつ、犯罪を的確に検挙し良好な治安の維持に資するため、下記により、取調べの録音・録画の試行を拡充するとともに、取調べの高度化・適正化、捜査手法の高度化等を着実に推進する。

### 記

#### 1 取調べの録音・録画の試行の拡充

供述の任意性、信用性等について取調べ状況の客観的な記録による的確な判断を可能とするためには警察捜査においてどのような取調べの録音・録画の在り方が望ましいかを検討することを目的として、速やかに、次のとおり、取調べの録音・録画の試行を拡充する。

その際、取調べの録音・録画の在り方を検討するに当たり実証的資料を収集するためには数多くの試行を積み重ねる必要があることを踏まえ、捜査等に支障が生じないように配慮しつつ、積極的に試行を実施する。また、都道府県警察における試行の実施状況を踏まえつつ、録音・録画機器の整備を促進する。

##### (1) 裁判員裁判対象事件に係る試行の拡大

裁判員裁判対象事件に係る試行については、対象とする事件を否認事件等にも拡大するとともに、逮捕直後に被疑者の弁解を録取する状況を対象としたり、同一事件で複数回実施するなど、取調べの様々な場面を録音・

録画の対象とする。

(2) 知的障害を有する被疑者に係る事件における試行の開始等

知的障害によって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高い被疑者の取調べについては、罪種を限定せず、試行を開始し、可能な限り広く録音・録画を実施する。また、知的障害を有する被疑者について、その特性や取調べの在り方に関する調査研究を推進する。

2 取調べの高度化・適正化等の推進

取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るとともに、的確な捜査指揮等により捜査の一層の適正化を図るため、次のとおり、取調べの高度化・適正化等を推進する。

(1) 取調べ技術の体系化及び研修・訓練の充実

取調べ技術を体系的に整理し、取調べに従事する全ての警察官が一定レベル以上の取調べ技術を習得することができるよう、次の取組を推進する。その際、取調べ技術の習得が人間の心理の理解に基づいたものとなるよう配慮する。

ア 取調べの適正性を確保しつつ、真実の供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等を始めとする心理学的な手法等を取り入れることにより、取調べ技術の体系化を図る。

イ アの取組に当たり、相手方の年齢、性別その他の特性等に応じて真実の供述を適正かつ効果的に得るための取調べ技術に関する調査研究を進め、その体系化を図る。

ウ 諸外国において効果的に活用されている手法等を参考に、取調べ技術の向上及びそのための研修・訓練の方法に関する調査研究を推進するとともに、これに必要な体制の充実を図る。

エ 事例に基づいたロールプレイング方式の研修・訓練を積極的に取り入れるなど、取調べ技術を向上させるための実践的な研修・訓練の充実を図る。

(2) 捜査指揮能力等の向上

取調べを始めとする捜査の一層の適正化を図るため、捜査主任官を始めとする幹部による捜査指揮能力等の向上の観点から、次の取組を推進する。

ア 捜査主任官制度の実効性の確保を図るなど、捜査指揮体制の一層の強化を推進する。

イ 捜査指揮に関する研修等の充実を図るため、捜査指揮に当たる幹部に対し、ケース・スタディを始めとする実践的な研修を実施するとともに、捜査主任官等を対象とした定期的な講習を実施する。

ウ 捜査力の底上げを図るため、都道府県警察の刑事任用科等における研修方法を体系化し、捜査員に対する研修・訓練の充実を図る。

3 捜査手法の高度化等の推進

取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するとともに、科学技術の発達や情報化社会の進展等に伴う犯罪の高度化・複雑化といった状況に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、次の取組を推進する。

(1) 最終報告に盛り込まれた捜査手法の検討

「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告においては、捜査手法の高度化に関し、社会の変化等に対応するとともに、過度に自白に頼ることなく客観証拠によりの的確な立証を可能とするとの観点から、諸外国の制度等も踏まえ幅広く検討がなされた。その検討結果を踏まえつつ、警察捜査にとって有効であり、かつ、相当と考えられる捜査手法の導入等に向け、次の取組を推進する。

ア DNA型データベースを抜本的に拡充するための体制の充実等の取組を進める。

イ 通信傍受の拡大について、立法上の措置も視野に入れ、関係省庁等と連

携しつつ、検討を推進する。また、技術的な問題を含め、通信傍受を行う環境の整備について、関係省庁、事業者等との協議を推進する。

ウ おとり捜査等をより実効的に行うため、警察官が身分を仮装して行う捜査の在り方に関し、立法上の措置も視野に入れ、検討を推進する。

エ 取調べの機能を補強するための方策の導入等、最終報告に盛り込まれたその他の捜査手法に関し、関係省庁等と連携しつつ、検討を推進する。

(2) 合理的・効率的な捜査を推進するための環境の整備

捜査上又は立証上必要な情報や証拠を迅速かつ確実に入手することによって犯罪の追跡可能性を確保し、合理的・効率的な捜査を推進するための環境を整備する。

ア 事業者に対する照会手続の合理化・効率化、事業者等が保有する情報の適切な期間の保存等について、関係省庁、事業者等との協議を推進する。

イ 最先端の科学技術を活用した捜査基盤の整備を推進する。

ウ 鑑識技術や情報分析技術向上のための研修・訓練の充実を図る。